

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 179 号（諮問第 185 号）

件名：質問書に対する回答書の不開示（不存在）決定に関する件

### 1 開示請求

令和 2 年 2 月 17 日

### 2 原処分

令和 2 年 3 月 2 日（不開示（不存在）決定）

愛知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。（以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

### 3 審査請求

令和 2 年 5 月 22 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 2 年 7 月 1 日

### 5 審議会の結論

公安委員会が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 6 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象保有個人情報について

自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報は、審査請求人が令和 2 年 1 月 15 日付けで公安委員会に提出をした質問書に対する回答が記載された文書であると認められる。

(3) 本件請求対象保有個人情報の存否について

審査請求人は、審査請求書において、質問書が存在し、回答書が存在しないのは、不合理であるので、回答書を開示すべきであると主張している。

当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、審査請求人が令和2年1月15日付けで公安委員会に提出した質問書には道路標識に関する質問が記載されており、道路標識等の交通安全管理施設に関する管理責任については、交通安全施設管理要綱の制定により、警察署長及び高速道路交通警察隊長が第一次的管理責任を負うことから、公安委員会は、当該質問書については管轄が異なるため公安委員会で回答すべきではないと判断し、回答書を作成していないとのことである。

また、実施機関によれば、当該質問書については、公安委員会は申出情報として受理した後、関係部署に情報提供しているとのことである。

他に本件請求対象保有個人情報の存在が推認される事情も認められないことから、回答書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は令和2年1月15日付けで貴職に対し質問書を提出しました。

それに関連して

②回答書